

5 北海道高等学校文化連盟旅費支給に関する細則

北海道高等学校文化連盟規約補則の第21条により旅費支給に関する細則を定める。

1 旅費支給対象者

- (1) 本部三役及び事務局職員
- (2) 常務理事会
- (3) 専門部代表者会議
- (4) 三者会議（当番校1名、専門部代表1名）
- (5) その他、会長が必要と認めた場合

2 旅費の種類

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃
- (2) 旅行雑費(新規)
 - ・ 行程100km未満の日帰り旅行 支給せず
 - ・ 行程100km以上の旅行であって公用車のみ使用(自家用車公用使用を含む)する日帰り旅行 支給せず
 - ・ 上記以外の旅行 1,100円
- (3) 宿泊雑費(新規) 1泊につき 1,100円
- (4) 宿 泊 料
 - 甲 地 10,900円
 - 乙 地 9,800円
- (5) 指定席 特別急行料金 鉄道100km以上の旅行に支給
- (6) 自由席特別急行料金(新規) 鉄道50km以上の旅行に支給

3 各専門部事務局における旅費の支給については、この細則の2に準ずるものとする。

4 そ の 他

この細則は役員会の決定により改正することができる。

昭和46年5月5日 制定	昭和56年5月16日一部改正	平成2年12月8日一部改正
平成4年4月24日一部改正	平成9年4月25日一部改正	平成11年5月13日一部改正
平成19年4月23日一部改正	平成20年4月15日一部改正	令和2年4月1日一部改正